

---

やまなし産保メールマガジン第82号

【URL】 <http://www.sanpo19.jp/>

平成27年9月25日

発行：山梨産業保健総合支援センター

---

目次

- 【1】 研修会・セミナーのお知らせ
- 【2】 産業保健トピックス
- 【3】 やまなし産保お知らせ版
- 【4】 図書・研修用機器の貸出について
- 【5】 新着図書のご案内
- 【6】 ご相談・ご質問コーナー
- 【7】 編集後記

---

【1】 研修会・セミナーのお知らせ

◇当支援センターの平成27年12月までの研修は次のとおりです。  
参加ご希望の方は、各研修の欄に添付してありますアドレスからホームページにアクセスし、お申し込みください。なお、受講は無料です。

※認定産業医の単位が確定しましたのでご確認ください。

---

【1-A】 一般研修

☆「メンタルヘルス研修～ラインケアについて～」

内容 職場のメンタルヘルス対策において、管理者が社員に個別の指導・相談などを行う「ラインケア」とはどういった取組なのかについてわかりやすく説明します。

日時 平成27年9月29日（火）午後2時～午後4時

講師 塚原 正明（産業保健相談員）

会場 山梨産業保健総合支援センター 研修室

認定単位 認定産業医研修 生涯・専門3単位

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=621>

☆「メンタルヘルス研修～セルフケアについて～」

内容 一人ひとりがストレスの仕組みを理解し、セルフケアの重要性を理解することは組織としてのメンタルヘルス不調者の未然防止にもつながります。当研修では、「自分の健康は自分で守る」という考え方を理解してもらうため、必要な知識、技法を身に付けていただきます。

日時 平成27年10月7日（水）午後2時～午後4時

講師 塚原 正明（産業保健相談員）

会場 山梨産業保健総合支援センター 研修室

認定単位 認定産業医研修 生涯・専門3単位

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=623>

☆「職場の感染症対策～新型インフルエンザ対策を中心に～」

内容 2013年6月に政府から新型インフルエンザ等対策ガイドラインが発表されました。  
このガイドラインに基づき、職場での対策が求められています。当研修では、新型インフルエンザ対策を中心に職場で行うべき感染症対策について解説します。

日時 平成27年11月17日(火)午後2時～午後4時  
講師 白鳥 典郎(山梨県健康増進課 課長補佐)  
会場 山梨産業保健総合支援センター 研修室  
認定単位 認定産業医研修 生涯・専門3単位

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=631>

☆「メンタル不調者の職場復帰の実務」

内容 メンタルヘルス対策の中で、職場復帰は、本人－主治医－産業医等産業保健スタッフ－上司－人事労務担当者－同僚－家族などの関係者の連携が大事でそれだけ人と人のコミュニケーションが必要な活動になります。連携の有無が復職してからの状況にも大きく影響します。当研修では円滑な職場復帰支援を目指します。

日時 平成27年12月16日(水)午後2時～午後4時  
講師 後藤 由美子(産業保健相談員)  
会場 山梨産業保健総合支援センター 研修室  
認定単位 認定産業医研修 生涯・専門3単位

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=636>

---

【1-B】衛生管理者レベルアップ研修150～154

---

★「改正パートタイム労働法について」150

内容 平成27年4月1日から、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法や施行規則、パートタイム労働指針が変わっています。改正の主旨及び内容について解説します。

日時 平成27年10月20日(火)午後2時～午後4時  
講師 山梨労働局雇用均等室担当官  
会場 山梨産業保健総合支援センター 研修室  
認定単位 認定産業医研修 生涯・更新3単位

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=625>

★「社会的スキルを高めて職場のストレスを軽減しよう！」151

内容 コミュニケーションスキルなど社会的スキルの向上は、ストレスへの積極的な対処行動や職場でのサポートを求められるなど職業性ストレスの低減につながるセルフケアの有効な方策です。山梨県の事業所を対象に調査された結果を基に解説します。

日時 平成27年10月29日(木)午後2時～午後4時  
講師 小田切 陽一(産業保健相談員・山梨県立大学 教授)

山梨メールマガジン82号.txt  
会場 山梨産業保健総合支援センター 研修室  
認定単位 認定産業医研修 生涯・専門3単位

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=627>

★「生活習慣病の予防と腎臓病について」152

内容 慢性腎臓病（CKD）発症には、生活習慣病（肥満・高血圧・糖尿病・脂質異常）や動脈硬化が大きく関わっていると言われていています。従ってCKD予防に関してはこれらの疾患の予防が重要です。  
日時 平成27年11月5日（木）午後2時～午後4時  
講師 原口 和貴（原口内科・腎クリニック 院長）  
会場 ぴゅあ総合 大研修室（住所：山梨県甲府市朝氣1-2-2）  
認定単位 認定産業医研修 生涯・専門3単位

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=628>

★「タバコによる健康障害防止セミナー」153

内容 労働安全衛生法の改正により、平成27年6月1日から、事業場の実情に応じ、全面禁煙、喫煙室の設置などにより受動喫煙を防止するための措置が努力義務となりました。ここでは、タバコによる健康障害及び受動喫煙防止対策等について学んでいただきます。  
①労働安全衛生法の改正について  
②受動喫煙防止対策のポイント  
③タバコによる健康障害  
日時 平成27年11月9日（月）午後2時～午後4時  
講師 ①山梨労働局 健康安全課 担当官  
②望月 明彦（産業保健相談員）  
③岡本 まさ子（産業保健相談員・上野原市立病院 医師）

会場 かいてらす 大会議室（住所：山梨県甲府市東光寺3-13-25）  
認定単位 認定産業医研修 生涯・専門3単位

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=629>

★「口の健康と全身の健康との関連性について」154

内容 口の健康が循環器疾患（心筋梗塞や脳梗塞等）や糖尿病をはじめとする生活習慣病、認知症、その他の疾患と深く関わっていることが、明らかになってきました。歯科治療（むし歯や歯周病）の必要性や口腔ケアの方法などについて紹介し、歯・口の健康を維持することが身体の健康維持にとって重要であることを解説します。  
日時 平成27年12月2日（水）午後2時～午後4時  
講師 仲谷 寛（日本歯科大学 教授）  
会場 山梨県立文学館 研修室（住所：山梨県甲府市貢川1-5-35）  
認定単位 認定産業医研修 生涯・専門3単位

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=634>

---

【1-C】職場のメンタルヘルス相談員のためのステップアップ研修（4回シリーズ）

---

☆職場のメンタルヘルス相談員のためのステップアップ研修Ⅱ-③～④, Ⅲ-①

山梨メールマガジン82号.txt

内 容 職場でのメンタルヘルスの相談に携わっている方々を対象によりステップアップした技量の習得を目指し、事例を基に検討します。様々なケースによる「相談対応力の強化」に着目し、メンタルヘルスケア推進のための相談対応の実践力を習得していただきます。

日 時 II期 3回目 平成27年 10月14日(水) 午後2時～午後4時30分  
4回目 平成27年 11月11日(水) 午後2時～午後4時30分  
III期 1回目 平成27年 12月 9日(水) 午後2時～午後4時30分

講 師 菅 弘康 (産業保健相談員・すげ臨床心理相談室所長 臨床心理士)  
会 場 山梨産業保健総合支援センター 研修室  
認定単位 認定産業医研修 生涯・実地3単位  
※原則4回受講ですが個別でも受講可

(10月14日)

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=624>

(11月11日)

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=630>

(12月9日)

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=635>

---

【1-D】産業カウンセリング研修 (4回シリーズ)

---

☆産業カウンセリング研修 II-②～④

内 容 職場でのメンタルヘルスの相談など、様々な問題において、一次予防としてまず「話を聴く」ことが求められます。又職場のコミュニケーションを円滑にしていくためにも効果的です。  
～ストレスチェックの法制化にともない、一次予防としての機能をもつ「傾聴スキル」を実践的に学ぶ～

日 時 II期 2回目 平成27年 10月23日(金) 午後2時～午後4時30分  
3回目 平成27年 11月27日(金) 午後2時～午後4時30分  
4回目 平成27年 12月25日(金) 午後2時～午後4時30分

講 師 中村 幸枝 (産業保健相談員・エヌ心理研究所所長 産業カウンセラー)

会 場 山梨産業保健総合支援センター 研修室  
認定単位 認定産業医研修 生涯・専門3単位  
※原則4回受講ですが個別でも受講可

(10月23日)

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=626>

(11月27日)

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=633>

(12月25日)

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=637>

---

【1-E】産業保健スタッフ研修

---



---

【1-F】ストレスチェックと面接指導研修

---

内 容 ストレスチェック及び面接指導の実施方法と留意点や保健指導・健康相談の体制整備等について学んでいただきます。（マニュアルの解説）

★日 時 平成27年10月1日（木）午後2時～午後4時  
講 師 大芝 玄 （産業保健相談員・産業医）  
会 場 甲府市総合市民会館 大会議室（甲府市青沼3-5-44）  
定 員 100名  
認 定 単 位 認定産業医研修 生涯・更新3単位

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=622>

★日 時 平成27年11月25日（水）午後2時～午後4時  
講 師 後藤 由美子 （産業保健相談員・臨床心理士）  
会 場 中富総合会館（南巨摩郡身延町切石360）  
定 員 50名  
認 定 単 位 認定産業医研修 生涯・更新3単位

<http://www.sanpo19.jp/modules/seminar/index.php?page=article&storyid=632>

★日 時 平成28年1月8日（金）午後2時～午後4時  
講 師 長田 暢子 （産業保健相談員・産業カウンセラー）  
会 場 甲州市民文化会館（甲州市塩山上塩後240番地）  
定 員 50名  
認 定 単 位 認定産業医研修 申請中

※お申込みは、FAXでお願いします。

★日 時 平成28年2月16日（火）午後2時～午後4時  
講 師 塚原 正明 （産業保健相談員・特定社会保険労務士）  
会 場 山梨産業保健総合支援センター 研修室  
定 員 30名  
認 定 単 位 認定産業医研修 申請中

※お申込みは、FAXでお願いします。

---

【2】産業保健トピックス

---

■ストレスチェック制度関係の情報のある厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/anzeneisei12/>

【新着】  
情報通信機器を用いた面接指導の実施について

山梨メールマガジン82号.txt

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki\\_jun/anzeneisei12/pdf/150803-2.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei12/pdf/150803-2.pdf)

看護師・精神保健福祉士に対する研修（実施者になるために必要な研修※）

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki\\_jun/anzeneisei12/pdf/150601-1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei12/pdf/150601-1.pdf)

■「ストレスチェック」実施促進のための助成金について（応募締切まじかです）  
平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律による、ストレスチェックと面接指導の実施等は、従業員数50人未満の事業場には当分の間努力義務となりますが、この「『ストレスチェック』実施促進のための助成金」は、従業員数50人未満の事業場が合同で、医師・保健師などによるストレスチェックを実施し、また、ストレスチェック後の医師による面接指導などを実施した場合に、事業主が費用の助成を受けることができる制度です。

従業員のメンタルヘルス不調の未然防止のために、ぜひご活用ください。

（この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。）

<https://www.rofuku.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1005/Default.aspx>

ストレスチェック実施促進のための助成金に関するQ&A

<https://www.rofuku.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1024/Default.aspx>

■働く人のメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する電話相談窓口「こころほっとライン」が平成27年9月から開設されました

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=213773>

■砂型造型作業に係る粉じん則等が一部改正されました

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/dl/150820-1.pdf>

■受動喫煙防止対策に係る相談支援職場の受動喫煙防止対策に関する各種支援事業（技術的支援）

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=213519>

■職場における受動喫煙防止対策について

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=213521>

■日本人がたくさん食べている野菜は？

— 食生活改善普及運動を機に「毎日プラス1皿の野菜」！ —

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=213833>

■「平成27年度化学物質のリスク評価に係る企画検討会報告書」が公表されました～24物質について労働安全衛生法施行令別表第9に追加することが妥当～

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=213845>

■熱中症による死亡数 人口動態統計（確定数）より

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=213963>

■都道府県（21大都市再掲）別にみた中皮腫による死亡数の年次推移

（平成7年～26年）人口動態統計（確定数）より

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=213965>

■その他

全都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました～答申での全国加重平均額は昨年度から18円引上げの798円～

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=213563>

労働時間等の設定の改善

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=213967>

10月は年次有給休暇取得促進期間です～ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて年次有給休暇の取得を促進～

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=214179>

地域の行事と連動した年次有給休暇の取得を促進します～ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、10月に熊本県人吉市と愛媛県新居浜市で取組を実施～

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=214181>

---

### 【3】やまなし産保お知らせ版

---

日頃より、当メールマガジンをご愛読いただき誠にありがとうございます。  
当支援センターでは、産業保健に関する新着情報、トピックスの紹介、各種研修会の  
ページ(6)

ご案内など産業保健に関する最新情報を幅広くお伝えしております。職員一同、力を合わせてご利用していただく産業保健関係の皆様方のニーズに十分お答えできる質の高いサービスを提供できるよう心がけておりますので引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

⇒メルマガ申し込みはこちら

<http://www.sanpo19.jp/modules/inquiry/index.php?op=2>



●特別講演「睡眠呼吸障害」開催！

山梨労働基準協会では「安全衛生の集い」において、標記の講演を開催します。居眠り運転や労働災害の原因ともなる睡眠呼吸障害（睡眠時無呼吸症候群）は、予防と治療ができます。

1人でも多くの方に参加していただき健康問題について、一緒に考えてみませんか。

講師：谷川 武 先生（順天堂大学大学院医学研究科 教授）

日時：平成27年10月2日14：00～

会場：山梨法人会館（山梨市中村834）

主唱：甲府労働基準監督署

主催：山梨労働基準協会

共催：山梨産業保健総合支援センター（峡東地域産業保健センター）  
峡東保健所

申込は、山梨労働基準協会まで f a x でお願ひします。

申込用紙のダウンロード

<http://y-roukikyoku.com/kaiin/pdf/27-tudoimousikomii.pdf>

・・・睡眠呼吸障害とは・・・

睡眠中の呼吸停止や低換気などの呼吸に関する異常な病態で、睡眠中の呼吸回復のつど睡眠が分断されて睡眠の質が低下、結果として、日中の強い眠気や集中力の低下、起床時の倦怠感等の症状を引き起こし、生活の質の低下、循環器疾患や耐糖能異常等のリスク、交通事故や労働災害のリスクが高まります。



●肝炎ウイルス検査が無料で受けられます！

山梨県では、肝炎の治癒・重症化への防止の取り組みとして、平成26年9月から検査で陽性となった方へ、初回精密検査費用等に対し助成を行うとともにインターフェロンプリー治療薬を医療費助成の対象に加えるなど対策に努めているところです。

つきましては、各保健所において無料で相談・検査を実施していますのでお気軽に最寄りの保健所にお問い合わせください。

<山梨県福祉保健部健康増進課>

中北保健所	055-237-1403	甲府市太田町9-1
中北保健所峡北支所	0551-23-3074	韮崎市本町4-2-4
峡東保健所	0553-20-2752	山梨市下井尻126-1
峡南保健所	0556-22-8158	南巨摩郡富士川町鵜沢771-2
富士・東部保健所	0555-24-9035	富士吉田市上吉田1-2-5



●文部科学省 地（知）の拠点事業  
特別講演「風土と食べものー水と火山と植物の日本列島ー」開催のお知らせ

欧米の麦作、アジアの稲作、火山島（日本列島）での稲作など、世界の風土に根ざした食材の違いから、昨今注目されている日本食の特徴と将来をご講演いただきます。

日時：2015年10月14日（水）16：20～17：50  
会場：山梨大学 甲府西キャンパスN号館11教室  
講師：井上 栄 先生（大妻女子大学名誉教授）

学部、学科を超えた多くの学生、教職員ならびに学外一般の方の聴講をお待ちしております。

【お問い合わせ】  
山梨大学 生命環境学部 地域食物科学科  
食品栄養学研究部門 担当：望月  
電話：055-220-8829  
E-mail：mochizukik@yamanashi.ac.jp

---

#### 【4】図書・研修用機器の貸出について

---

当センターでは、産業保健をはじめとした図書・研修用機器等について無料で貸出を行っています。

初めてご利用になる方は利用者登録が必要になりますので、身分証明書（運転免許証等）、名刺をご持参の上、当センターで手続きをお願いします。

所蔵リスト・検索等については下記のアドレスからアクセスしてください。  
[http://www.sanpo19.jp/modules/rental/index.php?content\\_id=1](http://www.sanpo19.jp/modules/rental/index.php?content_id=1)

※ビデオ・DVDにつきましては、平成21年12月17日をもって貸出を終了いたしました。当センター内での視聴は可能ですので、お気軽にお越しください。

---

#### 【5】新着図書のご案内

---

●最近の新着図書

法令関係

- 【02-0159】 必携！産業保健スタッフが知っておきたい労働基準法
- 【02-0160】 安全配慮義務一過労死・メンタルヘルス不調を中心にー
- 【02-0161】 企業におけるメンタルヘルス不調の法律実務  
判断に迷う教職・復職 40の事例とその対処法
- 【02-0162】 新・労働法実務相談 職場トラブル解決のためのQ&A

新規登録、貸出はこちらから

[http://www.sanpo19.jp/modules/rental/index.php?content\\_id=1](http://www.sanpo19.jp/modules/rental/index.php?content_id=1)

---

#### 【6】ご相談・ご質問コーナー

---

当支援センターでは、産業医や事業所の労務管理者等の方が産業保健活動を実践する上



での様々な問題に関するご相談・ご質問を窓口（予約面談）・電話・Eメール等で受付・対応しています。各専門分野の産業保健相談員を中心に対応し、解決方法を助言させていただきます。ご利用は無料ですので、どうぞお気軽にご利用ください。

お問合せ・相談申込窓口

<http://www.sanpo19.jp/modules/inquiry/index.php?op=0>



☆☆研修後の質問から☆☆

今年、ストレスチェック制度導入が12月1日から義務化されますので、当センターでは、郡内・中北・峡南・峡東地域産業保健センターごとに研修会を開催しています。8月25日には郡内地域での研修会を富士吉田市民会館で開催し、73名の方が研修を受講されました。

この研修でのアンケートで「モデル ストレスチェック規定というものはあるのか？」という質問がありました。

他の研修会場や電話でも同趣旨の質問がありましたので、参考までに資料をご紹介します。

1. 研修での配布資料「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150507-1.pdf>」の15ページから20ページの「<具体例>事業場における心の健康づくり計画及びストレスチェック実施計画（例）」

このマニュアルの（例）の項目を参考に、皆さんの会社の実情に応じて衛生委員会で決定すれば、規定を制定できると思います。

2. web上の資料 (<http://www.uoeh-s.com/>)

株式会社産業医大ソリューションズ 代表取締役社長・医師 亀田高志氏の記事（ストレスチェック制度関係でNo.7まで記事）は、示唆に富んでいます。

7本の記事をぜひ読んでいただきたいと思います。

なお、下記の引用文における「従業員へのストレスチェック結果（高ストレス者への面接指導勧奨を含む）」の保護について、「（仮想）議事録」の⑦の記述では情報管理の点で不足（事業者への結果提供に関する従業員の同意）しているような気がしますが、②⑧で実施事務従事者の\*\*人事部係長及び\*\*主任（共にメンタルヘルス推進担当者）を情報管理のキー担当者としているのだと思います。

\*\*\*\*\*引用スタート\*\*\*\*\*

「No5. ストレスチェック制度 人事部門向け 5 - 衛生委員会をどのように行うか？」

ストレスチェック制度を運用するには、労使で協調して健康問題を審議し、その結果を周知する場である衛生委員会の確実な運営が欠かせません。しかし、「平成24年労働者健康状況調査 結果の概要」では、メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合は47.2%で、衛生委員会でその内容を調査審議しているのはそのうちの28.9%しかないと示されています。過去の産業医経験や弊社でのコンサルタント等の経験では実態はもっと少ない印象があります。

一方、行政（厚生労働省）としては、平成18年3月の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（通称メンタルヘルス指針）で既に衛生委員会の活用を奨励しています。加えて、平成21年3月に厚生労働省労働基準局長より出された「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」でも、衛生委員会での調査審議の徹底が強調されています。ですから、ストレスチェック制度の確実な運用のためには、衛生委員会を活用することは当然であると考えているのではないのでしょうか。

もしも、衛生委員会の運営が不確かであれば、今年（2015年）の年末までに衛生委員会を確実に開催し、ストレスチェックの運営に支障がないよう準備をしていく必要がある

ります。

上述のメンタルヘルス指針の内容からは、「心の健康づくり計画」に関して、次の事項を実施するよう勧められています。

1. 心の健康づくり体制の整備。（事業主、人事責任者・担当者、産業医、衛生管理者等の明示）
2. 問題点の把握とメンタルヘルスケアの具体策。
3. 必要な人材の確保と事業場外資源の活用。（専門家人材の確保の可否）
4. 労働者の健康情報の保護。（機微である情報の取得、保管、破棄と場合によって開示）
5. 心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直し。（P-D-C-Aサイクルの継続＝月次で計画と実施状況を確認していく）

そして、ストレスチェック制度の導入準備にあたる来年（2016年）の1月から3月には、次の内容を話し合い、議事録に残す準備を整えておくのが良いと考えます。

1. 目的がメンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）であり、不調者の早期発見（二次予防）が一義的な目的ではないということを明示、宣言する。
2. 実施体制（医師、保健師、看護師、精神保健福祉士の有資格者（＝実施者）、複数なら共同実施者と実施代表者、実施事務従事者（＝事務担当者））の明示。制度担当者（たとえば人事総務部長等）も必要。
3. 実施方法（使用する調査票、評価方法、高ストレスの評価基準）の決定。
4. 従業員一人ひとりが受けたか、どうかという情報の取扱い（会社側による把握と受検勧奨も）
5. 分析結果の利用（ストレスチェックの面接指導の申出の勧奨、）の決定。
6. 個人の結果の保存方法。（保存者、保存場所、保存期間、セキュリティの確保を含んで）
7. 個人の結果の事業者への提供の同意を取得する方法。
8. 個人の結果に係る情報の開示、訂正、追加又は削除の方法と取扱いに関する苦情の処理方法
9. 従業員はストレスチェックを受けなくともかまわないが、できるだけ受けることが望ましいとする趣旨を周知する。

さらに、ストレスチェック導入本番となる、来年（2016年）の4月度あたりの衛生委員会では、次のような内容の議事録を残すことができるようになると、ストレスチェックの運用が順調であると考えてもよいのではないのでしょうか。

===== 議事録スタート =====

改正労働安全衛生法に定められたストレスチェック制度導入に関する審議内容は以下の通りである。本内容は概要であるが、詳細は次月までに人事総務本部で検討し、次回5月度の衛生委員会にて、説明し、審議する。

(0) 目的、目標

法の趣旨が未然防止であることから、経営環境が厳しい中、職場ストレスを課題として改めて認識し、不調の未然防止を目的として、個人と職場の両方で対応を行うことを目標とする。

① ストレスチェック制度の目的に係る周知方法

本衛生委員会の議事録を各職場に掲示し、合わせて各部門及び管理職会議において、人事部担当より、説明を行う。

② ストレスチェック制度の実施体制

制度担当者は\*\*人事総務部長

実施者は\*\*産業医及び〇〇〇健診機関の\*\*医師並びに\*\*保健師

実施事務従事者は\*\*人事部係長及び\*\*主任（共にメンタルヘルス推進担当者）

③ ストレスチェック制度の実施方法

7月から9月の間、健診月に合わせて、〇〇〇健診機関の用意したアンケートに対して、マークシート形式で記入する。健診の場合の生活習慣の記入場所とは分けて、個別に自由に記入できる場所をそれまでに検討する。  
使用するのは厚生労働省の推奨する57項目の職業性ストレス簡易調査票とする。

面接指導に関しては後述。

④ ストレスチェック結果に基づく集団ごとの集計・分析の方法

今年度は初めてのため、〇〇〇健診機関による全社と部単位の分析（最低10人以上の回答を前提として）結果を衛生委員会で共有する。

⑤ ストレスチェックの受検の有無の情報の取扱い

〇〇〇健診機関は健診月の最終週に受検者一覧を弊社に送付する。それを実施事務従事者は\*\*人事部係長及び\*\*主任は受け取り、健診実施職場内の受検者を特定し、メールでの受検を勧める。

⑥ ストレスチェック結果の記録の保存方法

〇〇〇健診機関のデータベース内と共に印刷された一覧は\*\*産業医に\*\*人事部係長及び\*\*主任が手渡し、他の健康情報と共に、\*\*産業医が施錠して管理いただく。

⑦ ストレスチェック、面接指導及び集団ごとの集計・分析の結果の利用目的及び利用方法

面接指導については、\*\*産業医の助言により、高ストレス状態となる受検者を10%程度見込み、〇〇〇健診機関医師並びに保健師に、医師の面接指導を要する対象者を選定して頂く。該当者のリストは健診実施月の月末に\*\*人事部係長及び\*\*主任が受け取り、これまで実施してきた過重労働面接と同じ流れで案内、スケジュール、実施を行う。

\*\*産業医から就業上の措置に関する意見が出た場合には、本人の了解を\*\*人事部係長及び\*\*主任が得て、\*\*人事総務部長及び\*\*人事課長に報告し、本人と直属の上長が同席の上、措置内容の実行に努める。

⑧ その関する情報の開示、訂正、追加及び削除の方法、及び⑨ ストレスチェック、面接指導及び集団ごとの集計・分析に関する情報の取扱いに関する苦情の処理方法

これらは、健康情報管理の一環として、窓口は\*\*人事部係長及び\*\*主任として、\*\*産業医に相談しながら、取得、保管、開示を本人の不利益とならぬよう、注意しながら、対応を行う。結果は、\*\*人事総務部長に報告する。

⑩ 労働者がストレスチェックを受けないことを選択できること

本ストレスチェックは厚生労働省による指針の通り、強制ではない。従って、受検しなくとも、不利益な取り扱いがない。但し、不調が既にあるなど、特段の理由がなければ、受検することが望ましい。此の点は本議事録の掲示等を持って周知していく。

⑪ 労働者に対する不利益な取扱いの防止

本ストレスチェックの受検の有無、医師の面接指導の応諾あるいは拒否ないし、集団での分析結果等に基づき、処遇や配置転換が不当に行われることは無い。  
以上

===== 議事録おわり =====

これら是对応の一例ですが、大まかに以上のような進め方が実現できると単にチェックで終わらず、折角の新制度の実効性を高めることができるのではないのでしょうか。

\*\*\*\*\*引用おわり\*\*\*\*\*

---

【5】編集後記

お盆過ぎも残暑かと覚悟していたところ、過ごしやすくなり季節のうつろいを感じました。  
しかし、台風の大雨被害は大変なことで、異常気象で来年も同様なことが起こるのでは、と暗澹たる思いです。  
さて、9月は労働衛生週間準備月間です。皆様の会社では様々な「労働衛生関係の行事」が行われたかと思えます。  
また、ストレスチェック制度導入義務化（50人未満の事業場は努力義務）まで、あと2か月あまりとなってしまいました。導入準備は進んでおられるでしょうか？  
今月号の「Q&Aから」では、ストレスチェック制度に関わるweb上の記事を紹介しました。内容は「衛生委員会での調査審議」です。  
参考にしていただければ幸いです。 (助松行夫)

---

配信の解除を希望される方は下記のアドレスからご連絡ください。  
yamanashi@sanpo19.jp

---

【発行】独立行政法人 労働者健康福祉機構  
山梨産業保健総合支援センター

【住所】〒400-0031 山梨県甲府市丸の内2-32-11 山梨県医師会館4階  
【TEL】055(220)7020 【FAX】055(220)7021  
【E-mail】yamanashi@sanpo19.jp 【URL】<http://www.sanpo19.jp/>

---